

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

厚生労働大臣は、事業主が講すべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとすること。

（第九条第二項関係）

第二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第二項第二号の改正規定中「限る。」を「削り、同項第三号中「、同条第一項」を「並びに同条第二項」に改め、「並びに第九条の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置」を「を加える。

第九条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第九条に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講すべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

4 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

附則第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(準備行為)

- 2 この法律による改正後の第九条第三項に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第四項の規定の例により行うことができる。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

	修 正 後	現 行	(傍線部分は修正部分)
○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）抄			
（高年齢者等職業安定対策基本方針）			
第六条 (略)			
2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。			
一・二 (略)			
三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等並びに同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項			
四・六 (略)			
3・5 (略)			
（高年齢者雇用確保措置）			
第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五			
第九条 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五			
2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。			
一・二 (略)			
三 第四条第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助並びに第九条の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項			
四・六 (略)			
3・5 (略)			
（高年齢者雇用確保措置）			

歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならぬ。

一 当該定年の引上げ

二 繼続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定めの廃止

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

4 第六条第三項及び第四項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。

歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならぬ。

一 当該定年の引上げ

二 繼続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定めの廃止

2 （略）

（新設）

（新設）

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案 抄

(傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この法律による改正後の第九条第三項に規定する指針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第四項の規定の例により行うことができる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>